

岐阜市 教職員サポートプラン 2020

学校における働き方改革の目的は、教職員の厳しい勤務実態を踏まえ、これまでの働き方を見直し、教職員がこれまでの学校教育の蓄積と向き合い、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることである。

岐阜市では、平成30年2月より教職員サポートプランを策定し、人的配置、物的環境整備、事業や取組等の見直しによる3つの視点から16項目を掲げ、教育の質を維持しながら、教職員の勤務と労務管理の適正化を推進してきた。令和元年度5～7月の在校等時間の総時間から勤務時間を減じた時間（以下時間外勤務時間）を前年度と比べると、小学校では一人あたり月2時間14分、中学校では月2時間44分の減少という成果が得られた。各校において、タイムマネジメントを意識した実践が行われた結果であるといえる。

しかし、文部科学省から通知された「公立学校の教職員の勤務時間の上限に関するガイドライン」で示された時間外勤務時間の上限の目安である45時間を超えないようにするまでには至っていない。

岐阜市教職員業務改善サポートプランの策定に当たり、前述の目的とこれまでの取組の成果等を踏まえ、多忙化解消に向けた取組と時間外勤務の削減への具体的方途を示した。学校の実態や個々の教職員に適切に対応できるよう、必要に応じて進捗状況を把握するとともに、適宜改訂を行うことで継続的な勤務・労務管理の適正化につなげていく。

記

1 目標

教職員の業務量の適切な管理を行い、時間外勤務時間が月45時間以内及び年間360時間の範囲内となることを基本目標とする。

2 多忙化解消に向けた取組の推進

(1) 人的配置によるサポート

① スクールロイヤーの活用【継続】

- ・学校を取り巻く多様な問題への対処のため、弁護士資格をもったスクールロイヤーと岐阜市が連携し、学校が法的アドバイスを受けられるようにすることで、各学校が組織的・継続的に対応し、教育活動に専念することができるような支援体制を構築する。

- ② いじめ対策監の全校配置【新規】
- ・いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、各校に1名のいじめ対策監を配置する。事案の発生時には即時に対応できるように、校務分掌や授業時間を配慮し、校内外において柔軟に活動する。いじめ対策監の授業の持ち時間を軽減するための市費常勤講師を採用する。
- ③ ICTサポーターの配置・活用【継続】
- ・学校を巡回し、ICT機器を効果的に利用するための環境の整備、トラブル対応やヘルプ機能、ICT機器を活用した教材・教具の提供などを担うICTサポーターの配置と活用を図る。
- ④ 運動部活動指導員の配置【継続】
- ・単独で指導や大会等の引率ができる運動部活動指導員を配置することで、土日部活動指導に係る教職員の負担軽減を図る。
- ⑤ 部活動社会人指導者の活用【継続】
- ・部活動顧問をサポートする部活動社会人指導者を活用し、部活動顧問の負担を軽減するとともに、生徒が専門的でより質の高い指導を享受できることを目指す。
- ⑥ STEAM教員の配置【継続】
- ・科学、技術、工学、芸術、数学の頭文字であるSTEAM教員又は短期STEAM教員を岐阜市立全小学校に配置している。担任の理科授業の負担を減らしながらも、きめ細やかなで専門的な指導の提供を可能する。
- ⑦ ハートフルサポーター・ティーチャー、特別支援教育介助員の配置【継続】
- ・学級における児童生徒への学習支援、生活支援を担うハートフルサポーター、特別支援教育介助員、特別な支援を要する児童生徒へ支援を加えて授業を行うハートフルティーチャーを配置するとともに、当該職員への研修による個別指導体制の充実を図る。
- ⑧ スクール・サポート・スタッフの充実【拡充】
- ・教職員の業務支援を図り、教職員が一層、児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、スクール・サポート・スタッフを配置する。スタッフの増員と複数校に跨る配置をすすめ、スクール・サポート・スタッフ配置の効果を広げ、より多くの教職員への支援を行う。

- ⑨ **ぎふスーパーシニアの活用【継続】**
- ・元気で意欲にあふれ豊かな経験などを有する高齢者を、市独自にぎふスーパーシニアと呼んでいる。こうしたシニアを対象とした教育学講座を実施し、教授スキルの向上を支援するとともに、学校での多面的な活用を図る。
- ⑩ **市費スクールカウンセラーの配置【新規】**
- ・いじめの深刻化や不登校児童生徒の増加を防ぎ、子どもたちや保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家を位置付け、積極的に活用する。
- ⑪ **業務支援人材バンクの構築【拡充】**
- ・教員業務アシスタントや部活動指導員、岐阜大学学生ボランティア等の外部人材の配置を推進するため、人材バンクを構築する。
- (2) **物的環境整備によるサポート**
- ① **校務支援システムの導入と活用【拡充】**
- ・統合型校務支援システムの導入により、校務を標準化し、指導要録への記載など学習評価をはじめとした業務の電子化による効率化などを図る。さらに機能を拡充し、校務支援を充実させる。
- ② **タイムカードを活用した適切な労務管理【拡充】**
- ・労働安全衛生法の改正により、校長や教育委員会に求められる勤務時間管理の責務が改めて明確化されたことと、勤務時間の上限に関するガイドラインが策定されたことを踏まえ、教職員の勤務時間管理を徹底する。岐阜市が導入した「出退勤管理タイムカードシステム」を活用し、週休日を含めた在校等時間を確認するとともに、学校内の業務分担の見直しや教職員間の業務量の平準化、在校等時間短縮に向けた助言、健康維持の注意喚起を行う。
- ③ **勤務時間外における留守番電話の推奨【拡充】**
- ・勤務時間外の電話対応を削減し、ノー残業デーや学校閉庁日の確実な実施を可能にするために、留守番電話の活用を推奨する。
 - ・市教育委員会事務局が対応する緊急時連絡用電話や関係機関の連絡先の周知と、学校の勤務時間外には緊急時以外対応を求めない旨を地域・保護者に依頼し、緊急の必要性がある場合を除き、勤務時間外の電話対応をなくす。
 - ・家庭連絡用の携帯電話を各校へ貸与し、学校からの電話連絡を円滑にする。

- ④ ICT機器、デジタル教科書等、指導支援ツールの整備【拡充】
- ・タブレット等、学習をより効果的にするためのICT機器の整備を継続し、活用を促す。時間をかけることなく教科書の情報を豊富に提示することを可能にするデジタル教科書は、教員の教材研究や資料作成にかかる負担を大幅に削減できることから継続を図る。
 - ・教職員用タブレットの試験導入を通して、迅速な教職員間の情報共有や労務軽減を実証する。
- ⑤ 各教科における年間指導計画（コンパス・カリキュラム）の作成【改訂】
- ・小学校、中学校における全教科、全時間の指導計画を作成し、配布することで、教員の指導計画作成および指導力向上をサポートする。
- (3) 事業や取組等の見直しによるサポート
- ① 適正な勤務時間の設定【新規】
- ・児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会議等、時間外勤務の削減を妨げる課題について検討し、教職員の所定の勤務時間を意識した登下校時刻を適切に設定して保護者に周知する。
- ② 民間企業による勤務実態の課題分析とコンサルティング【新規】
- ・教職員の勤務調査を通して勤務の実態を客観的に把握し、取組の効果や課題の在り様について評価を行い、通して改善策を明らかにする。
- ③ スライド勤務制・月毎の変形労働時間制による勤務時間の割振りの励行【新規】
- ・「超勤4項目」以外の業務について、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にやむを得ず命じざるを得ない場合の正規の勤務時間の割り振りを適正に行うために、スライド勤務や月毎の変形労働時間制等の措置を講ずる。
- ④ 部活動における休養日設定の確実な実施【継続】
- ・スポーツ庁が作成した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁が作成した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、市の部活動指針に基づく休養日（週ごとに平日1日、土日1日以上）の確実な実施を推進する。
 - ・生徒にとっての休養日の確保と教職員の負担軽減の両面からの休養日の設定であることを家庭・地域に周知する。

- ⑤ 全教員に対するストレスチェックの実施【新規】
- ・労働安全衛生法に定めるストレスチェックについて、全ての学校における適切な実施を継続し、メンタル不調の未然防止に努める。
- ⑥ ハラスメント等の速やかな対応【新規】
- ・学校指導課のハラスメント等相談窓口を周知するとともに、公立学校共済組合や各種機関が実施している電話相談窓口等に関する資料を発出し、労働安全衛生管理の理解と相談時の即時対応、早期解決に取り組む。
- ⑦ ノー残業デー実施の推進【継続】
- ・全教職員を対象としたノー残業デーを全学校で実施する。ノー残業デーの確実な実施により、帰りやすい職場の雰囲気を生み出し、教職員各個人のタイムマネジメント能力の向上が図られるようにする。
- ⑧ 夏季休業期間における学校閉庁日の設定【継続】
- ・夏季休業期間中の2週間程度を学校閉庁日として設定する（令和2年度は8月5日から8月19日の15日間）。会議や補充学習、研修、部活動指導等の通常業務を行わない期間とし、教職員が年次有給休暇等の取得を推進できるようにする。
- ⑨ 民間企業によるマネジメント研修【新規】
- ・管理職への教職員の組織管理や勤務時間の管理、労働安全衛生管理等をはじめとしたマネジメント能力の向上に関する研修の充実を図り、課題分析を行動計画に変えていく意識を強く持たせる。
 - ・学校の経営方針等において、時間配分に当たって優先すべき業務を示すとともに、教職員の働き方に関する視点を盛り込み、管理職がその目標・方針に沿って学校経営を行う。
 - ・学校評価の重点的な評価項目の一つとして、業務改善や教職員の働き方に関する項目を明確に位置付け、学校評価のプロセスを積極的に活用していくこととともに、学校評価と連動した業務改善の点検・評価の取組を推進する。
 - ・学校の教職員一人ひとりが業務改善の意識を持つために、人事評価において、働き方も含めた目指すべき教職員の姿を提示し、一つ一つの業務について在校等時間という観点からより効果的・効率的に進めることを配慮する。
- ⑩ オンライン研修を活用した事業の見直し【新規】
- ・オンライン研修の実施を通し、学校や教職員に過度な負担にならないよう配慮しながら、校内外の研修の精選や各種研修等に学校における働き方改革の目的や勤務

- 時間を意識した働き方等に関する講義・演習を取り入れた研修を実施する。
- ・市で実施している各種研修事業について、目的や研修内容等を負担軽減の観点から見直し、実施方法および日数等を改編、事前提出資料や報告書等の削減を図る。

⑪ 調査・統計等への回答等【新規】

- ・教育委員会による学校への調査・照会について、調査の対象・頻度・時期・内容・様式等の精査や、調査項目の工夫による複数の調査の一元化を行う。
- ・学校を対象とした調査を行う場合は、調査項目の重複排除等、報告者負担の軽減に向けた不断の見直しを行うよう配慮し、調査結果が調査対象校に共有されるよう取組を進める。
- ・学校宛ての調査や出展依頼、配布依頼等への対応業務を軽減する観点から、教育委員会経由での連絡や学校に頼らない児童生徒等への周知方法の検討などの協力を要請する。

⑫ 給食費の徴収管理の見直し【継続】

- ・令和元年7月に示された学校給食費徴収・管理に関するガイドラインに基づき、学校給食費の徴収・管理に係る教職員の業務負担を軽減するために、学校給食費の公会計制度について調査研究を進める。

⑬ 事務職員の配置の充実【新規】

- ・事務職員への業務が過度に集中することにならないよう、共同実施を行う学校事務室の設置を視野に入れた学校間連携の推進と学校事務の効率的な処理、事務機能の強化を進める。

⑭ 各校・教育委員会における実践の共有と改善【拡充】

- ・子どもと向き合う時間を確保するため、各校における業務の見直しや改善、保護者や地域と連携した創意ある取組の推進が求められる。各校における優れた実践の共有を図り、全市的な業務改善の契機とする。
- ・学校が直面してきた課題に関係があると思われる福祉部局・警察等関係機関との連携を促進するために教育委員会が主導して連携・協力体制を構築する。

3 時間外勤務削減への具体的方途

(1) 学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化

教職員の業務量や役割分担を見直すために、これまで学校・教職員が担ってきた業務への考え方を転換し、学校以外が担うべき業務、学校の業務だが必ずしも教職員が担う必要のない業務、教職員の業務のいずれかの視点で仕分け、慣習的に行われてい

る業務は、業務の優先順位をつけ、廃止していく。

① 教職員の働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施

- ・教育課程の編成・実施に当たって教師の働き方改革に配慮するよう指導する。標準授業時数を大きく上回った授業時数の実施は、学校の指導体制を整えない限り教職員の負担増加に直結するため、標準授業時数を大きく上回った授業時数の計画には、指導体制の整備状況を踏まえて精査して教職員の時間外勤務の増加につながらないようにする。

② 学校計画等の見直し

- ・学校単位で作成される計画は、業務の適正化の観点や、計画の機能性を高めカリキュラム・マネジメントの充実を図る観点から、計画の統合も含め、計画の内容や学校の実情に応じて真に効果的な計画の作成を推進する。
- ・教育委員会において、学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握した上で、スクラップ・アンド・ビルドの視点に立ち、その計画の必要性を含め、整理・合理化をしていく。
- ・教育委員会において計画等のひな形を提示する際には、過度に複雑なものせず、PDCAサイクルの中で活用されやすいものになるよう取り組む。各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内での対応を基本とする。

③ 学校行事等の準備・運営

- ・学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を進めるとともに、地域や学校等の実情に応じて、地域行事と学校行事の合同開催等、行事の効果的・効率的な実施や、教育活動としての要素よりも地域の記念行事としての要素が大きい行事の地域行事への移行を検討する。
- ・カリキュラム・マネジメントの観点から学校行事と教科等の関連性を見直し、従来学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置づけることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含める。

④ 学校の組織運営体制の見直し

- ・各学校における委員会等の組織や担当について、法令で義務付けられたものを除き、類似の内容を扱う委員会等の合同設置や構成員の統一など、整理・統合を積極的に図り、会議の開催回数削減等の業務効率化を進めるとともに、校務分掌について、細分化を避け包括的・系統的なグループに分ける形で整理する。
- ・各主任等がミドルリーダーとして活躍するよう、単に持ち回りで分掌するのでは

なく、適材適所で主任を配置することを徹底する。

- ・若手教職員を学校組織全体の中で支える風土を醸成し、若手教職員が得意とする分野の能力を積極的に生かしながら、孤立することのない職場環境を築く。
- ・総務・財務等に通じる専門職である事務職員は、学校運営事務に関する専門性を生かし、より広い視点に立って、学校運営への参画を一層拡大する。

⑤ 部活動指導の在り方

- ・教職員側の意識改革を行うため、人事配置等においては質の高い授業を行う能力や生徒指導に関する知見や経験の評価を重視し、教職員の部活動の指導力はあくまでその付随的なものとして位置づける。
- ・一部の保護者による部活動への過度の期待が見られることも踏まえ、高等学校等の入学者選抜における部活動に対する評価の在り方の見直し等に取り組む。

⑥ 給食時の対応

- ・給食指導では、学校における食に関する指導の中核を担う栄養教諭や学校栄養嘱託員がその役割を一層果たすことが求められることから、学級担任と栄養教諭との連携により、学級担任一人ひとりの負担を軽減する。
- ・教職員の補助としてスクール・サポート・スタッフやぎふスーパーシニア、地域ボランティアの参画・協力を得るなど、教職員一人ひとりの負担を軽減するための運営上の工夫を図る。

⑦ 進路指導業務の在り方

- ・進学並びに就職の際に作成する書類について、校務支援システムの導入や様式の簡素化、学校における集中処理期間の設定等、作業をより効果的に進める工夫を行う。

⑧ チームとしての学校

- ・学校事務職員に加え、ハートフルサポーター、特別支援教育介助員、学校司書、ほほえみ相談員、スクールカウンセラー、STEAM教員、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育を支援する外部専門家等の専門スタッフや、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフやその他の外部人材について、役割分担を明確にした上で参画を進め、専門スタッフ等が学校に対して理解を深め、必要な資質・能力を備えることができるような研修等を実施する。